第８章　歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

１．歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方を以下に示す。

１	歴史的風致形成建造物の前提として別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。
２	歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元に努める。

２．個別の事項

歴史的風致形成建造物の維持・管理における個別の事項について、以下に整理する。

県、市指定有形文化財（建造物）

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。

これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

県、市指定史跡及び国登録記念物（遺跡関係）

現状保存を基本とする。また、その活用に関して復元整備を計画する場合は、発掘調査や史料調査など総合的研究に拠（よ）る真実性に基づくものとし、遺構の保護に十分配慮するものとする。

国登録有形文化財（建造物）や市独自条例の建造物 ほか

外観の維持・保存を基本とする。

これら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存・活用のために必要な部分的改修や復元も認め、内部についても活用のために必要な改造を認めるものとする。

なお、道路から通常望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討が必要であり、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

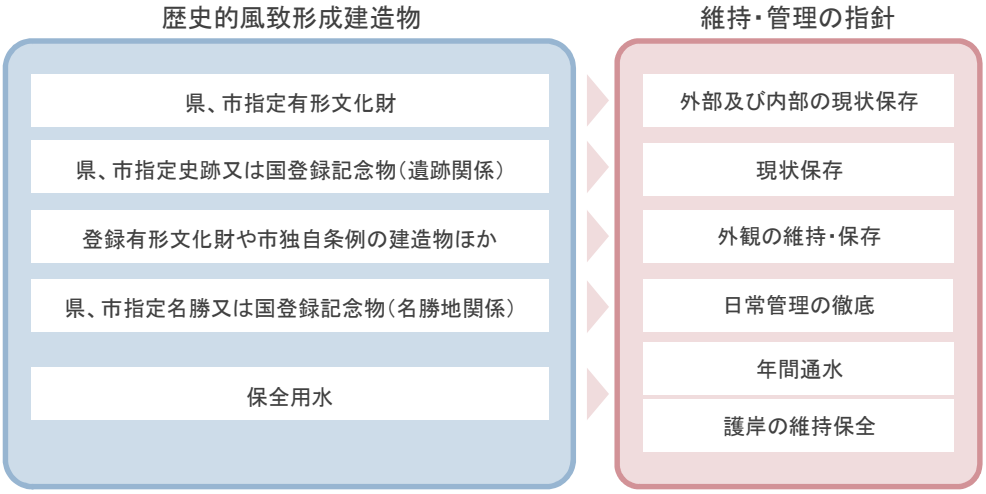
県、市指定名勝及び国登録記念物（名勝地関係）

庭木の剪定（せんてい）、雪吊（ゆきづ）り、庭園内の除草など日常の管理を徹底する。

保全用水

用水の保全基準に基づき、年間通水に配慮するとともに護岸の維持保全に努め、整備が必要な場合においては、歴史性を十分に考慮して行うものとする。

また、自然との共生にも配慮し、都市内における親水空間として維持・管理を行うものとする。



歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針

３．届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第１項第１号及び同法施行令第３条第１号に基づく増築等の届出が不要の行為については、以下の行為とする。

（１）石川県文化財保護条例第４条第１項に基づく石川県指定有形文化財（建造物）について同条例第 14 条第１項に基づく現状変更等の許可申請並びに同条例第 31 条第１項に基づく石川県指定史跡、石川県指定名勝及び石川県指定天然記念物について同条例第 35 条第１項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
（２）金沢市文化財保護条例第５条第２項第１号に基づく金沢市指定有形文化財（建造物）並びに同項第４号アに規定する史跡、イに規定する名勝及びウに規定する天然記念物について同条例第 10 条第１項に基づく現状変更の届出を行った場合
（３）文化財保護法第 57 条第１項に基づく登録有形文化財について同法第 64 条第１項に基づく現状変更の届出並びに同法第 132 条第１項に基づく登録記念物について同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合及び重要文化的景観による選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）第１条第２項第６号に基づく文化的景観における重要な構成要素について文化財保護法第 139 条第１項に基づく現状変更等の届出を行った場合
（４）景観法第 19 条第１項に基づく景観重要建造物について同法第 22 条第１項に基づく現状変更の許可申請を行った場合
（５）金沢市伝統的建造物群保存地区条例第３条第２項第２号に基づく伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く）について同条例第４条第１項に基づく現状変更行為の許可申請を行った場合
（６）金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第 35 条第１項に基づく保存対象物等（建築物、工作物）について同条例第 36 条第１項に基づく行為の届出を行った場合
（７）金沢市こまちなみ保存条例第 12 条第１項に基づくこまちなみ保存建造物について同条例第７条第１項に基づき行為の届出を行った場合
（８）金沢市用水保全条例第５条第１項に基づく保全用水について同条例第７条第１項に基づく行為の届出を行った場合
（９）犀川（さいがわ）及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例第７条第１項に基づく川筋景観保全区域について同条例第９条第１項に基づく行為の届出を行った場合